

【災害対応税制】

31. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すこと。

課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多く、生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではない。このため、課税所得の計算上における所得控除等の順序について考慮する必要がある。災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず、最初に災害の有無にかかわらず適用される災害損失以外の他の所得控除を適用し、最後に雑損失のうち特定非常災害により生じた損失につき控除を適用することとすべきである。

また、東日本大震災の際には、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例が適用された。大規模な災害が生じた場合において、その都度特例的取扱いを行うのでは適時の対応が困難になることから、災害が生じた年分の純損失額とその前年の所得額につき損益通算を可能とする措置等を設けることも検討すべきである。

【災害対応税制】

我が国においては、東日本大震災や平成 28 年熊本地震以降も豪雨や台風などの大災害が毎年のように発生し、今後も発生が予測されている。

日本税理士会連合会は、災害税制に関して、「災害税制に関する基本法」を立法化すべきであると要望してきた。平成 29 年度税制改正により「災害に関する措置の常設化」という形でこの要望が実現した。

また、令和 5 年度税制改正においても、東日本大震災以降、要望し続けてきた災害損失について、特定非常災害により生じた一定の損失額の繰越控除期間が 3 年間から 5 年間へと延長された。さらに、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により相続時まで滅失した場合等について、相続時にその損失額を控除して再計算することとされた（再掲）。

しかしながら、災害の規模や被災地域の経済状況等によっては損害の回復や復旧に相当の時間を要する場合も想定されるため、災害による損失が十分に救済されるよう税制上のさらなる手当が必要である。

また、現場では、地方公共団体の税務上の対応に統一性がない事例が報告されており、手続の簡素化や統一化のための法整備をすべきである。各地方公共団体において、災害税制に関する担当者を育成するなどの対策が必要である。

出典：日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟

「令和 6 年度 税制改正に関する要望」（令和 5 年 6 月）より抜粋
令和 6 年 2 月 28 日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保（抜粋）

- ② 既定予算の最大限の活用等²⁹については、子ども・子育て拠出金など既定の保険料等財源や、社会保障と税の一体改革における社会保障充実枠の執行残等³⁰の活用などにより、2028年度までに、全体として1.5兆円程度の確保を図る。
- ③ 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」³¹における医療・介護制度等の改革³²を実現することを中心に取り組み、これまでの実績³³も踏まえ、2028年度までに、公費節減効果について1.1兆円程度の確保を図る。

²⁹ こども・子育て予算の既定の財源（社会保障と税の一体改革の中で確保した財源、子ども・子育て拠出金や育児休業給付のための雇用保険料など）について予算の執行状況を踏まえて最大限活用することを始めとして、国・地方の社会保障関係の既定予算の執行の精査等を通じた財源の確保に取り組むこと。

³⁰ 社会保障充実枠の執行状況を踏まえて使途の見直しを行うほか、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分も活用する。

³¹ 令和5年12月22日閣議決定。

³² 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の医療・介護制度等の改革のうち、「＜①来年度（2024年度）に実施する取組＞、＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞」。

³³ 社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革により、2013年度から2022年度までの9年間で、こども・子育て関連予算（国・地方を合わせた公費ベース）を年平均0.18兆円程度増加させてきている。

2024年2月14日

財 務 省

防衛力整備計画対象経費の増額に係る歳出改革について

令和6年度予算においても、骨太方針に基づき、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続することにより、防衛力強化のための財源を確保している。

具体的には、社会保障関係費以外の伸びを+1,600億程度（注）に抑制する中で、防衛力整備計画対象経費以外の非社会保障関係費の減少額を▲500億程度とすることにより、防衛力整備計画対象経費の増額に対応する+2,100億円程度の財源を確保したところ。

（注）平成26年度から令和5年度における消費者物価上昇率の平均+0.7%程度、当初予算における社会保障関係費以外の歳出増の平均+447億円程度、令和6年度の消費者物価上昇率（政府経済見通し）+2.5%を用いて算出。

（注）下線は階猛事務所にて記入

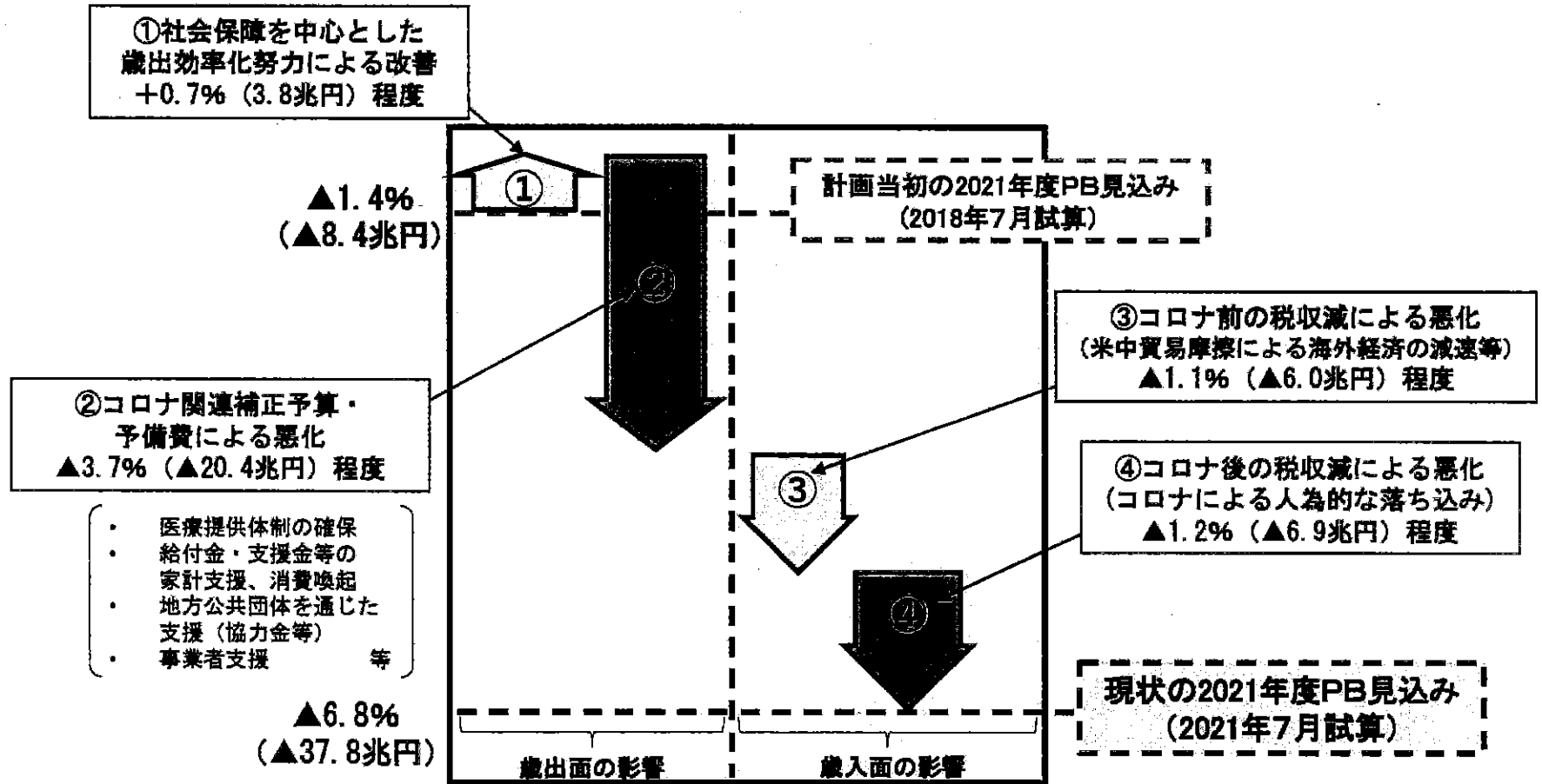
出典：財務省作成資料

令和6年2月28日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

2021年度PBの変化の要因分析

経済財政諮問会議（令和3年7月）
提出資料

2021年度PB赤字の当初見込みからの乖離要因



(備考)

1. 「中長期の経済財政に関する試算」の「成長実現ケース」より作成。
2. 「②コロナ関連補正予算・予備費による悪化」には令和2年度補正予算のほか、令和3年度当初予算の新型コロナウイルス感染症対策予備費などを含む。
3. 「③コロナ前の税収減による悪化(米中貿易摩擦による海外経済の減速等)」は2018年7月試算から2020年1月試算へのPB歳入の変化。「④コロナ後の税収減による悪化(コロナによる人為的な落ち込み)」は2020年1月試算から2021年7月試算へのPB歳入の変化。
4. 2018年度に策定された「新経済・財政再生計画」におけるPB赤字対GDP比の2021年度の間目標は、2017年度からの実質的な半減値である1.5%程度とされている。

出典：経済財政諮問会議（令和3年7月）提出資料

令和6年2月28日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

利払費等の機械的試算
(インプライド・フォワード・レートを令和15年度まで加味した場合)

年度 (令和)	年度 (西暦)	利払費等 (億円)	(参考) 10年債金利 (%)
6	(2024)	98,300	1.9
7	(2025)	112,300	2.1
8	(2026)	133,200	2.3
9	(2027)	154,000	2.4
10	(2028)	174,900	2.5
11	(2029)	194,700	2.7
12	(2030)	214,100	2.9
13	(2031)	234,500	3.0
14	(2032)	255,900	3.1
15	(2033)	276,500	3.3

※「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」(令和6年2月)を前提として、令和6年度は予算における積算金利、令和7年度以降はインプライド・フォワード・レート(市場に織り込まれた金利の将来予想)を加味した金利により、利払費等を機械的に試算。

※利払費等は、10億の位を四捨五入。

出典：財務省資料

令和6年2月28日(水)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

令和6年度予算フレーム

【歳出・歳入の状況】

(単位：億円)

	5年度予算(当初)	6年度予算	5' → 6'	備 考
(歳 出)				
一 般 歳 出	727,317	672,764	△ 54,554	
社会保障関係費	368,687	377,193	8,506	
社会保障関係費以外	308,630	285,571	△ 23,060	○ 防衛力強化資金繰入(令5：3兆3,806億円)は皆減。
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	50,000	10,000	△ 40,000	
地方交付税交付金等	163,992	177,863	13,871	
国 債 費	252,503	270,090	17,587	
うち債務償還費(交付国債分を除く)	163,895	169,417	5,523	
うち利払費	84,723	96,910	12,187	
計	1,143,812	1,120,717	△ 23,095	
(歳 入)				
税 収	694,400	696,080	1,680	
そ の 他 収 入	93,182	75,147	△ 18,035	
公 債 金 (歳 出 と 税 収 等 と の 差 額)	356,230	349,490	△ 6,740	○ 公債依存度31.2%
債務償還費相当分(交付国債分を除く)	163,895	169,417	5,523	○ 建設公債 令5：6兆5,580億円 → 令6：6兆5,790億円 特例公債 令5：29兆 650億円 → 令6：28兆3,700億円
利払費相当分	84,723	96,910	12,187	
政策的支出による赤字相当分(基礎的財政収支赤字)	107,613	83,163	△ 24,450	○ 財政収支赤字(利払費相当分と政策的支出による赤字相当分の公債金の合計)は、18.0兆円。
計	1,143,812	1,120,717	△ 23,095	

(注1) 5年度予算は、6年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の5年度予算(当初)の額は、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」及び「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」の合計額。

(注4) 税収には印紙収入を含む。

(注5) 公債金の分類は基礎的財政収支や財政収支の観点から行ったものであり、公債金による収入が直ちに債務償還費や利払費に充当されることを意味するものではないことから、「相当分」としている。

【普通国債残高等の状況】

(単位：兆円)

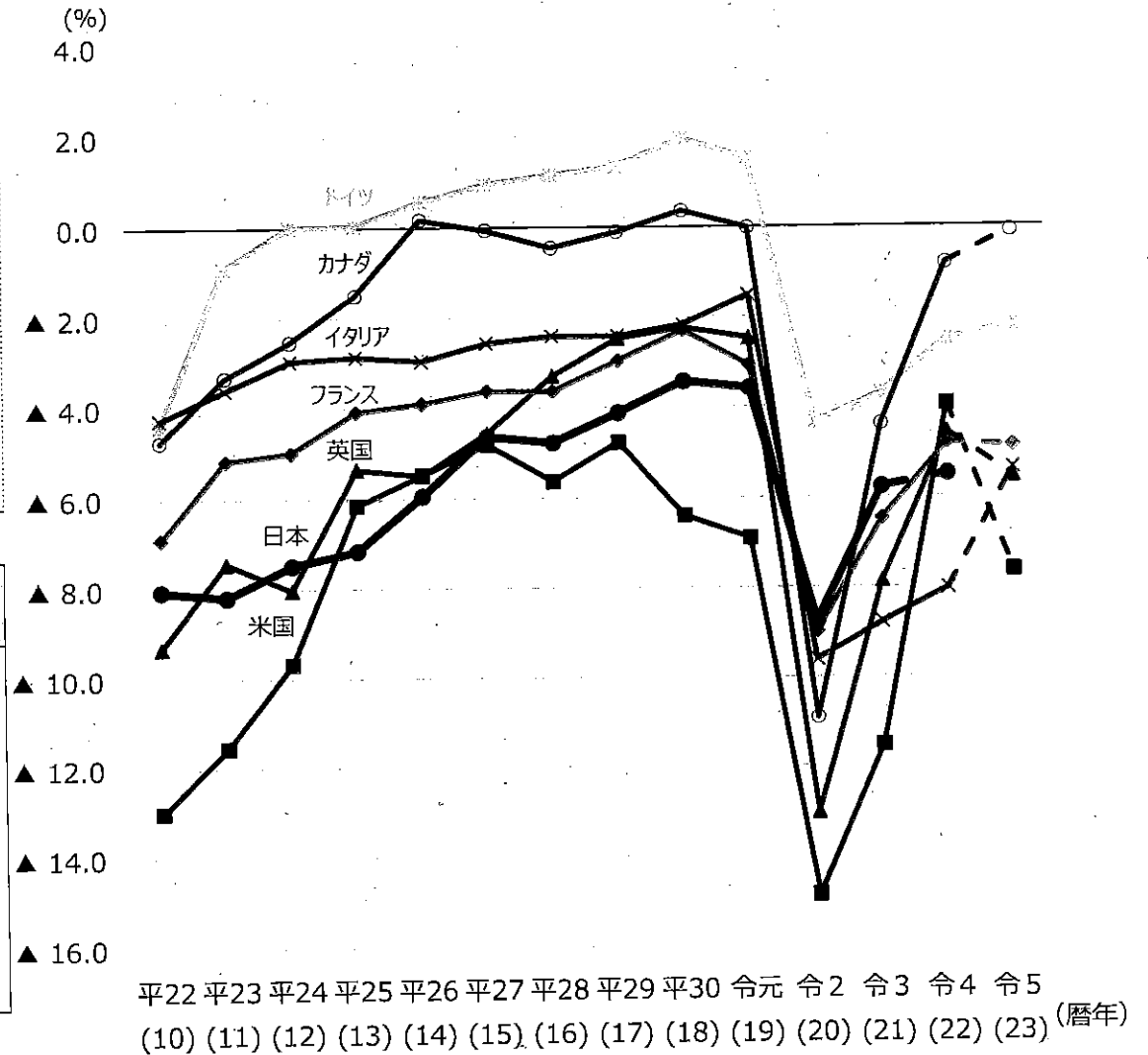
	5年度末見込み (5年度当初予算ベース)	6年度末見込み (6年度予算ベース)	5' → 6'	備 考
普通国債残高	1,068.0	1,105.4	37.3	
名目GDP	597.5	615.3	17.8	○ 財政収支赤字 18.0兆円程度
普通国債残高/GDP比	178.7%	179.6%	0.9%	5年度補正予算における公債追加 8.9兆円程度
(参考) 国債発行予定額	193.8	171.5	△22.3	5年度補正予算における剰余金繰入による償還 △1.3兆円程度
うち一般会計における発行額	35.6	34.9	△0.7	前倒償の増 20.0兆円程度
うち国債整理基金特別会計における発行額	157.6	136.5	△22.0	発行実績の反映等 △8.2兆円程度
				合 計 37.3兆円程度

(注) 名目GDPは当該年度における政府経済見通しによる年度値。

(参考1) 財政収支の国際比較 (対GDP比)

暦年	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)	平28 (2016)
日本	▲ 8.0	▲ 8.2	▲ 7.5	▲ 7.2	▲ 5.9	▲ 4.6	▲ 4.8
米国	▲ 13.0	▲ 11.5	▲ 9.7	▲ 6.1	▲ 5.5	▲ 4.8	▲ 5.6
英国	▲ 9.3	▲ 7.4	▲ 8.0	▲ 5.3	▲ 5.5	▲ 4.6	▲ 3.3
ドイツ	▲ 4.4	▲ 0.9	0.0	0.0	0.6	1.0	1.2
フランス	▲ 6.9	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.6	▲ 3.6
イタリア	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 2.6	▲ 2.4
カナダ	▲ 4.7	▲ 3.3	▲ 2.5	▲ 1.5	0.2	▲ 0.1	▲ 0.5

暦年	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)
日本	▲ 4.1	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 8.8	▲ 5.8	▲ 5.5	—
米国	▲ 4.8	▲ 6.4	▲ 6.9	▲ 14.9	▲ 11.5	▲ 3.9	▲ 7.6
英国	▲ 2.5	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 13.0	▲ 7.9	▲ 4.6	▲ 5.5
ドイツ	1.3	1.9	1.5	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 2.5	▲ 2.2
フランス	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 3.1	▲ 9.0	▲ 6.5	▲ 4.8	▲ 4.9
イタリア	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 1.5	▲ 9.6	▲ 8.8	▲ 8.0	▲ 5.4
カナダ	▲ 0.1	0.4	▲ 0.0	▲ 10.9	▲ 4.4	▲ 0.8	▲ 0.1



(出所) OECD "Economic Outlook 114" (2023年11月29日)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。

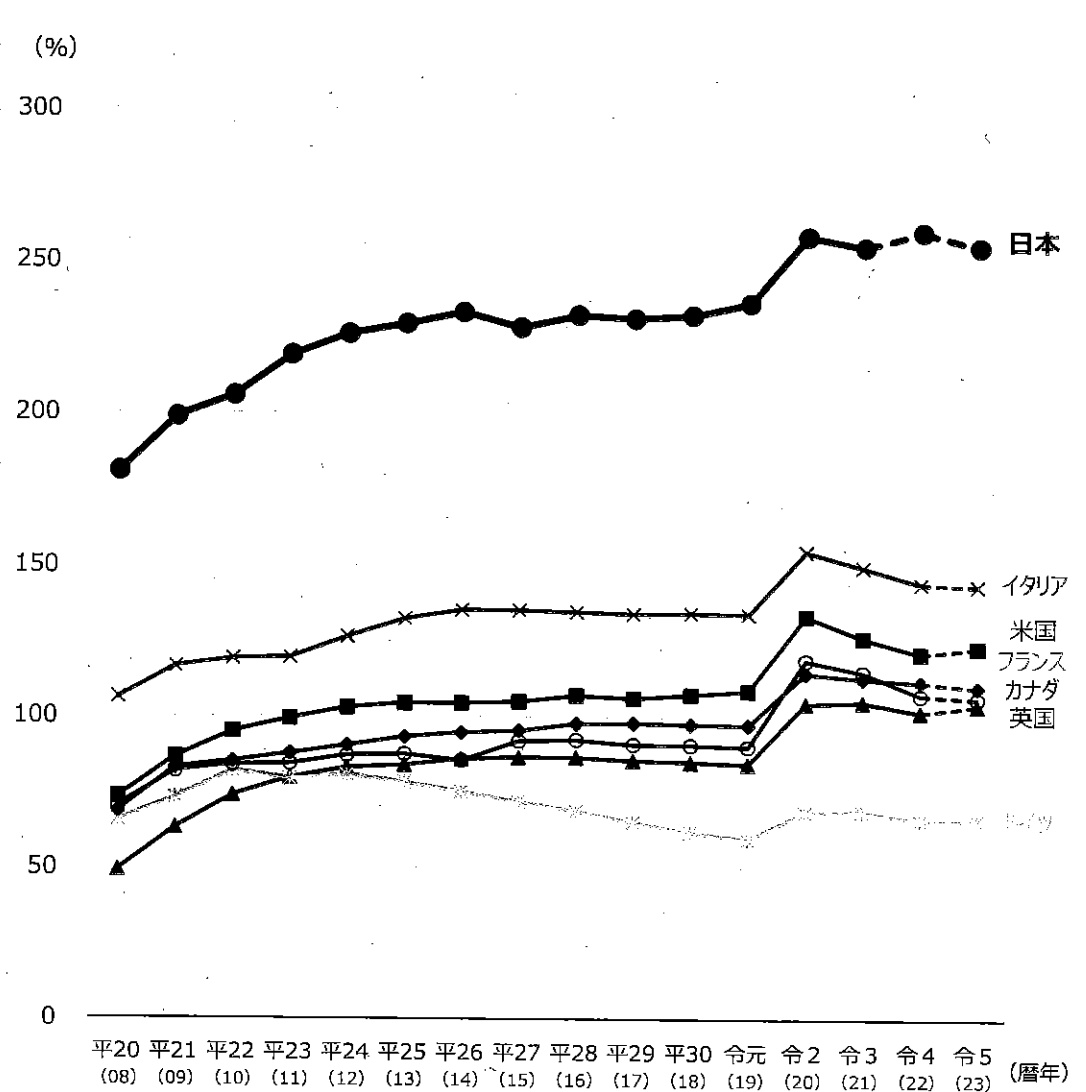
(注2) 日本は2022年、それ以外の国々は2023年が推計値。ただし、日本については2023年の推計値は掲載されていない。

出典：財務省主計局「我が国の財政事情(令和6年度予算政府案)」(令和6年1月)より抜粋
令和6年2月28日(水)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(参考2) 債務残高の国際比較 (対GDP比)

暦年	(%)							
	平20 (2008)	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)
日本	180.9	198.8	205.9	219.2	226.1	229.5	233.3	228.3
米国	73.4	86.6	95.1	99.5	103.0	104.5	104.5	105.1
英国	49.2	63.1	74.0	79.8	83.1	84.1	86.1	86.7
ドイツ	65.7	73.2	82.0	79.4	80.7	78.3	75.3	71.9
フランス	68.8	83.0	85.3	87.8	90.6	93.4	94.9	95.6
イタリア	106.2	116.6	119.2	119.7	126.5	132.5	135.4	135.3
カナダ	70.4	81.9	84.0	84.3	87.2	87.6	85.5	92.0

暦年	(%)							
	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)
日本	232.4	231.3	232.4	236.4	258.6	255.1	260.1	255.2
米国	107.2	106.2	107.4	108.7	133.5	126.4	121.3	123.3
英国	86.6	85.6	85.2	84.5	104.6	105.2	101.9	104.1
ドイツ	69.0	65.2	61.9	59.5	68.7	69.0	66.1	65.9
フランス	98.0	98.1	97.8	97.4	114.7	113.0	111.8	110.0
イタリア	134.8	134.2	134.4	134.2	154.9	149.9	144.4	143.7
カナダ	92.4	90.9	90.8	90.2	118.9	115.1	107.4	106.4



(出所) IMF "World Economic Outlook" (2023年10月)
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 日本は、2022年及び2023年が推計値。それ以外の国は、2023年が推計値。

出典：財務省主計局「我が国の財政事情(令和6年度予算政府案)」(令和6年1月)より抜粋
 令和6年2月28日(水)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

ドーマーの命題

名目GDP成長率が非負(>0)の経済では、財政赤字(対GDP)の比率を一定に保ちさえすれば、債務残高(対GDP)の比率は一定値に収束する

$$\lim_{k \rightarrow \infty} d_{t+k} = \frac{\delta}{n}$$

d : 債務残高(対GDP)の比率

δ : 財政赤字(対GDP)の比率

n : 名目GDP成長率



とくい・じょうじ 59年生まれ。単科博士。専門はマクロ経済学。

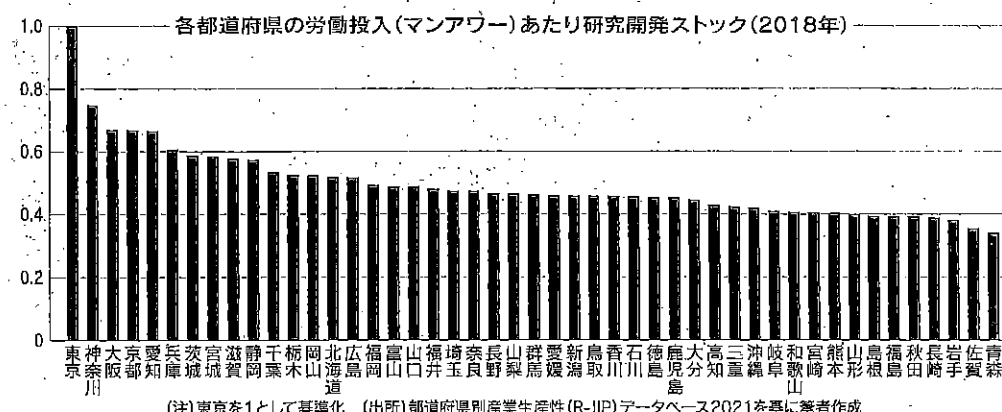
日本生産性本部が公表した最新の労働生産性の国際比較で示された日本の1人あたり労働生産性は衡量的な指標だった。経済協力開発機構(OECD)諸国の中で一段順位を下げ、38カ国中の31位に陥落した。対照年の2022年はコロナ禍の影響が残る時期であり、日本では雇用調整助成金制度が拡充適用されていた。この制度の下で、休業した労働者もデータ上は労働投入にカウントされているはずで、労働投入が水増し計算された影響もあると懸念される。とはいえ00年代初期には20位前後に位置していたのが、この20年間は低迷の一途をたどっていることは否定できない。本稿では日本の労働生産性の低迷について、国内の地域間生産性格差の観点から検討したい。

どの国にも大小なり生産性の地域間格差は存在するので、それを無視した比較は的外れとの批判を承知の上で、日本国内の地域間生産性格差比較に重

生産性停滞 要因と対策 ①

徳井丞次 信州大学教授

地方の研究開発力 底上げを



(注)東京を1として基準化 (出所) 都道府県別産業生産性(R-JIP)データベース2021を基に筆者作成

ポイント
・30年間で国内の地域間生産性格差は拡大
・東京への研究開発ストックの集中顕著に
・地域の創造性担う人材の地道な育成カギ

国際比較に重なる日 18年の都道府県別産業生産性(R-JIP)データ ベースによれば、都道府県別労働生産性はトップの東京と最下位との間で0.7%から加重平均したものだ。09年にギリシャ危機が勃

覚して以来、労働生産性に大きな格差がある国々が集まり、まわりを囲むように一環を形成している。その30年間で国内の地域間生産性格差は徐々に拡大している。日本国内でも労働生産性が低下している地域は、その状況に甘んじている。図は、筆者が参加するR-JIPデータベースから18年の都道府県別研究開発ストック集約度(時間ベースの労働投入で割って標準化したもの)を、高順位を付したものだ。都道府県別に研究開発ストックを推計して、それを減耗率を考慮しながらそれを積み上げてストックを作成している。

このことは地域の創造性を担う人材の配置にも表れてきている。図は、筆者が参加するR-JIPデータベースから18年の都道府県別研究開発ストック集約度(時間ベースの労働投入で割って標準化したもの)を、高順位を付したものだ。都道府県別に研究開発ストックを推計して、それを減耗率を考慮しながらそれを積み上げてストックを作成している。

各都道府県の研究開発ストックの推計方法は「具長経済計算」の推計方法に準拠している。また、国勢調査から都道府県別の技術者・研究者数を按分(おんぶん)比率に使用しているのは、地域間の技術者・研究者の地域間配置が重要な基礎データとなっている。

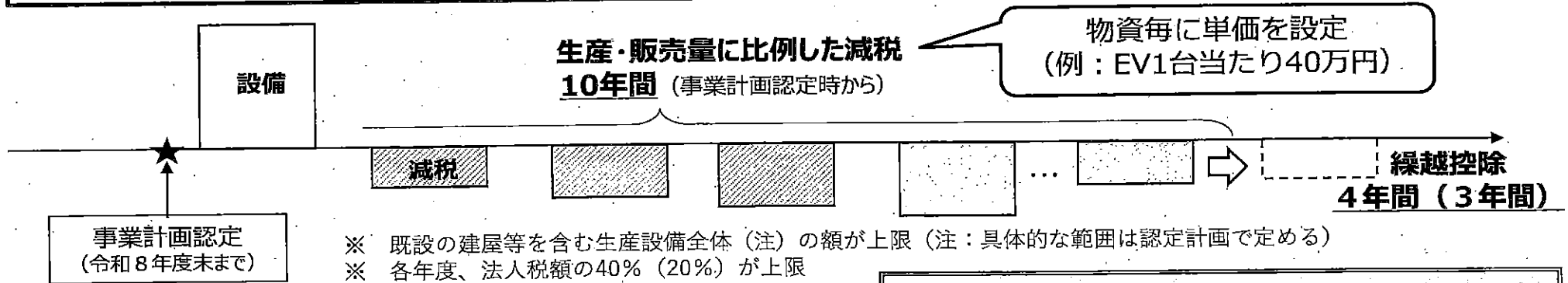
この図は18年の図を示すのみだが、同じ図を過去に遡って描くと、研究開発ストック集約度の地域間格差の拡大の背景には、この四半世紀で起きた日本の産業構造の転換がある。90年代半ば以降は、それまでの円高進行や貿易摩擦を受けて国内の製造業の海外移転が進んでいたものの、それでもなお日本製造業の国際競争力の強さを信じていたのが、その後の時代だった。

だが図に示した通り、18年にはトップの東京と比較して20%以内の格差にとどまる地域はなくなり、40%以内の格差に収まる地域も6位の兵庫までの5に大幅減少した。ましてや東京都と最下位地域との開きは、05年には5割以内すべてに収まっていたのが、近年は一層大きく拡大している。そして、このように産業構造の転換を受け、日本各地にある程度分散していた研究開発の拠点が都市部へと集中していった。

こうした地域の創造性を担う人材は、かつて地方で盛んに育てられてきた工場誘致型の政策で簡単に集められるものではない。例えば、都市部に存在する研究開発拠点を地方に移転させようと思えば、働き盛りの技術者、研究者をその家族ごとに移住させる必要がある。それがいかに困難なことかは、容易に想像できるだろう。こうした移住には、住環境や教育環境を含めた地域全体の総合的な魅力が必要になるが、既に衰退が始まっているような地方にとってはなかなか困難な課題だ。ましてや、地域で新たなビジネスを創造する企業家精神に育った人材は、地域の衰退にフレキシブルな対応を要する人材だ。こうした人材を地道に育成するだけでなく、各地域に根付いてきた産業の発展に向けていかにかが問われている。

戦略分野国内生産促進税制（案）

・民間として事業採算性に乗りにくいのが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



<対象物資・控除額>

物資	単位あたり控除額※2
EV	40万円/1台
EV等・蓄電池※1	FCV 40万円/1台
	軽EV・PHEV 20万円/1台
グリーンスチール	2万円/1トン
グリーンケミカル	5万円/1トン
SAF	30円/1リットル
半導体 マイコン、アナログ（パワー含む）	1.6万円/1枚 等

GX関連の物資については、GX移行債の発行収入（工ネ特）の一般会計繰入により減収額を補填。
 ➔ これにより、既存の税制と大きく異なる規模・期間等の措置を実現。

減税措置の実効性を高める措置

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない（繰越控除除く）。

- ① 所得金額：対前年度比で増加
- ② 継続雇用者給与等支給総額：対前年度増加率1%未満
- ③ 国内設備投資額：当期の減価償却費の4割以下

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない（EVの中で対応）。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる（8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%）。

※3 半導体以外の物資は、GX移行債の発行収入の一般会計繰入により減収額を補填。

出典：経済産業省作成資料

令和6年2月28日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討(戦略物資生産基盤税制)
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。)は、政策目的(“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。)を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用を受けられる物資の範囲や適用数等を精査中のため、現時点で具体的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に本税制の適用を受けて実施された設備投資額、生産・販売の増加額、それらの経済効果(雇用の増加等)等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)のとおり、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 今回の政策目的は、GX、DX、経済安保等の戦略分野において、経済効果や自律性確保の観点から特段に国として支援が不可欠な物資について、国内の投資・生産の拡大を促すこと。生産のための設備投資に対する補助金や税制等の措置は、設備投資自体を促進することは可能であるが、実際にその設備を用いた物資の生産の増加(既存設備の稼働率・生産性の向上及び新規需要の開拓を含む)自体に直接的なインセンティブを与えるものではない。一方、企業が投資・生産・販売の拡大に成功してはじめて税額控除を提供する措置は、上記政策目的を直接的に達成しやすい。また、直近年度での投資開始がある程度見込まれるものに対する措置が念頭となっている補助金等とは異なり、租税特別措置については、適用期間を長期に設定することにより、将来見通しの不確実性等から投資判断に時間を要するものについては、企業にとっての中長期での予見可能性を確保することで、投資判断を促すことができる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 下線は階猛事務所にて記入